CNIPA と司法部、専利権侵害紛争に関する行政裁決の業務強化に向けた意見を公表

2023 年 9 月 19 日
JETRO 香港事務所

2023 年 9 月 11 日、国家知識産権局（CNIPA）と司法部が連名で、「**新時代における専利権侵害紛争の行政裁決業務の強化に関する意見**」（关于加强新时代专利侵权纠纷行政裁决工作的意见[1]）を公表した。

その冒頭の説明によれば、専利権侵害紛争の行政裁決制度は、中国の特色ある知財制度の重要な一部を担うものであり、知財権保護の全面的な強化や対外開放の高い水準での拡大等を図る上で重要な役割を果たすものである。しかしながら、法治保護が相対的に遅れている、制度が十分な役割を果たしていない、制度メカニズムがまだ健全でない等の問題も有している。そのような背景のもと、新時代における専利権侵害紛争の行政裁決業務を強化するために本意見が提出された。

「（三）主要目標」において以下の 2 点が掲げられている。

- 2025 年までに、専利権侵害紛争に対する行政裁決の法治保障が継続的に改善され、行政裁決の法定任務が効果的に履行され、行政裁決の制度メカニズムが更に改善され、行政裁決・調停・司法裁判等の間の連携がよりスムーズになり、行政裁決の実務システムがより完全なものとなり、行政裁決の能力が著しく強化され、省レベルにおける行政裁決規範建設パイロットが基本的に完了し、市・県レベルにおける行政裁決規範建設パイロットが可能な限り実施され、専利権侵害紛争の行政裁決の役割が十分に発揮される。
- 2030 年までに、専利権侵害紛争行政裁決の総合的な革新をサポートする基礎的な制度が基本的に形成され、行政裁決の制度メカニズムが円滑に運営され、行政裁決制度の役割が十分に発揮され、行政裁決の能力が全体的に向上され、市・県レベルにおける全ての行政裁決規範建設パイロットが標準に達し、行政裁決業務の法治性と利便性のレベルが著しく向上し、新時代の専利権侵害紛争の行政裁決パターンが基本的に形成される。

[1] ［原文］https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202309/content_6904162.htm

そして、それらの目標達成に向けた対応策として以下を挙げている。

二、専利権侵害紛争に関する行政裁決の**法治保障措置の強化**

（四）行政裁決の法規範の改善[2]　（五）行政裁決の手続規定の洗練化[3]

（六）行政裁決の執行制度の改善[4]

三、専利権侵害紛争に関する行政裁決の**法定義務の厳格な履行**

（七）行政裁決の領域責任の明確化[5]　（八）行政裁決の法的義務の効果的な履行[6]

（九）行政裁決の公開制度の実施[7]

四、専利権侵害紛争に関する行政審決の**事件処理の増加**

（十）事件受理ルートの円滑化[8]　（十一）事件の審理方法の最適化[9]

（十二）事件処理の質・効率の重視[10]

五、専利権侵害紛争に関する行政審決の**支援制度の改善**

（十三）専門技術支援制度の改善[11]　（十四）分野・地域横断的な協同メカニズムの改善[12]

六、専利権侵害紛争に関する行政裁決の**試験的改革の推進**

（十五）行政裁決の改革・革新の強化[13]　（十六）行政裁決規範建設パイロットの深化[14]

七、専利権侵害紛争に関する行政裁定の**能力強化**

（十七）行政裁決能力の強化　（十八）行政裁決チーム建設の強化

八、組織保障

（十九）組織指導力の強化　（二十）監督検査の強化　（二十一）宣伝指導の強化

（以上）

---

2 専利に関する法律・法規の制定・改正の推進や、行政裁決に関する部門規範の改正の推進等。
3 行政裁決事件の処理に関する指南の改善や、行政裁決の手続きの更なる精緻化・規範化等。
4 医薬品集中購買や電子商取引等の分野における行政裁決後の侵害行為の適時適切な停止等。
5 省知財管理部門による、省内の主要な、または、地域を跨ぐ行政裁決案件の管轄権の調整等。
6 専門人員とポストの導入、行政裁決の請求を可能な限り受理・適時に処理等
7 行政裁決がなされた専利権侵害紛争案件について公開性・透明性の促進等。
8 現地出願、オンライン出願、地域横断的な出願等の立体的な受理ルートの建設の加速等。
9 簡易な事件について略式手続きの適用促進、裁判所による迅速な審理・和解の実施等。
10 事件管理強化、事件処理対象・事実と証拠の特定・事件処理手順・文書作成を規範化等。
11 開放的で透明性のある、動的に調整可能な常勤・非常勤技術調査官の配置の加速等。
12 調停・裁決の組み合わせ、裁決・訴訟のドッキングに関するメカニズムの確立・改善等。
13 デジタル手段による行政審判業務の最適化、行政審判のオンライン申請、オンライン審理等。
14 国家と連携した省パイロット、省と連携した市・県パイロットの構築等。